２０２５年６月

消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：０９６５－３３－４１６２

今や社会全体がネット化され、これまで人を介して提供されたサービスの多くがデジタル化されて支払いについても人手を必要とする現金からキャッシュレス決済への移行が進んでいます。クレジットカード・電子マネー・QR コード決済など、支払方法はどんどん多様化していますが、最も利用額の多いクレジットカードのリボルビング払いのトラブルについて事例を紹介します。

相談事例

【事例１】４０代女性

先月分の携帯電話利用料を含むクレジットカード利用料の引き落としができていないとのハガキが携帯電話契約通信会社から届きました。クレジットカードの利用料を確認してみると、リボ払いで残高が約２００万円となっていました。２００万円もの利用をした覚えはないし、リボ払いなど絶対しません。誰かに不正利用されたのでしょうか。

【事例２】７０代男性

生命保険の掛け金を長年クレジットカード決済で払ってきました。急にクレジットカード会社から利用額が限度額を超えたという理由で強制退会の連絡がきました。同時に生命保険契約も強制解約となりました。その後もクレジットカード会社からの請求は続いており、今後６年以上に亘って総額１００万円以上を返済しなければならないような明細書が届きました。解約になったのになぜ請求が続くのでしょうか。明細書の支払い区分にリボと書かれています。

〈助言〉

事例１事例２とも、相談者自身からクレジットカード会社に問い合わせてもらいました。

事例１については、クレジットカード入会時に、１万円の利用を超す場合リボ払いになるよう契約していると言われたが覚えがないとのことでした。これまで通帳で引き落とし額の確認をしておらずほかの利用との合算になっていたため気付かなかったとのこと。

事例２については、もともとリボ払い設定のクレジットカードでの決済になっており、リボ払い設定額より多い額の月額保険料を決済していたため、その差額が長期に亘り累積し利用限度額を超えたものと思われます。

いずれにしろ、リボ払いに対する知識あるいは認識がなく起こったトラブルと言えます。利用していることには間違いがなく支払いを免れることはできません。支払い方法についてクレジットカード会社と話し合いをしてみるよう助言しました。

消費者へのアドバイス

リボ払いとは、利用金額や回数にかかわらずあらかじめ決めた一定額で毎月支払いをすることです。月々の支払いを一定にできるという一方、支払いが長期化し手数料がかさむことがある支払方法です。以下の点に注意しましょう。

- カードの中には、リボ払い専用のもの、初期設定がリボ払いになっているものなどがあります。申し込む前には必ず支払方法を確認しましょう。
- カード送付時に同封されている利用案内書や会員規約には必ず目を通しましょう。
- 毎月の利用明細および引落口座の引き落とし額は必ず確認しましょう。
- リボ払いを利用する場合は、利用残高と毎月の支払額を特にしっかり認識しましょう。
- 不安を感じたら消費生活センターに相談しましょう。

★八代市消費者見守りネットワーク協議会　協力団体募集★

八代市では、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止・拡大防止、その後の継続した支援を図ることを目的に、行政機関、警察、福祉関係者、各種団体の関係機関と連携し、消費者の見守りに必要な情報共有・情報発信を行う八代市消費者見守りネットワーク協議会を設置しています。

協議会では、趣旨に賛同し、地域の見守り活動に協力していただける団体を募集しています。協力団体は、消費者被害を発見した場合に、消費生活センターに情報提供していただきます。被害回復等の支援については、協議会で対応させていただきます。

詳しくは市民活動政策課（０９６５－３３－４４８２）までお問い合わせください。

消費生活相談関連のご案内【令和７年７月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 ≪予約制≫	令和７年７月１１日（金）、２５日（金） １０：００～１２：００　１３：００～１６：００
	予約は令和７年７月１日（火）午前８時３０分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：０９６５-３３-４４８２までお電話ください。